二巡目協議用　正副会長試案

情 報 共 有

1 情報共有

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

⑴ 情報共有

①市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。（義務規定）

②市の執行機関等及び市議会は、情報公開条例に定めるところにより、市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。（努力規定）

③市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。（努力規定）

④市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。(努力規定)

⑵ 個人情報保護

①市の執行機関等及び市議会は、個人情報保護条例に定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、適切な保護措置を講じる。（義務規定）

【上記の基本理念･基本原則を実施する具体的な方法】

情報提供に関する新たな仕組みの整備

A

【現状】

○熊本市情報公開条例
(目的)
第１条　この条例は、本市の保有する文書等の開示を請求する権利につき定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

○熊本市文書に関する訓令

○熊本市個人情報保護条例
(目的)
第１条　この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【1巡目の意見】

★情報共有について
＜「1　情報共有」と「2　市の執行機関の情報共有」にかかる意見＞
○市政に関する情報が市民との共有財産であることや、市の執行機関等及び議会の情報の提供など情報の共有については、当然盛り込むべき。（荒木副会長）
○全部オープンにすると自治体運営上の問題が発生する情報があるということについては、課題として検討すべき。（荒木副会長）
○情報の管理という点では、継続している政策の場合の保存期間基準等については、検討すべきである。（荒木副会長）
○情報共有だけではなく、その時期やスピードといった観点も検討すべき。（松崎委員）
○市政全般の情報を共有するという基本的なそもそも論をきっちり位置付けして体系化してかないと、一般市民が間違いやすい。（林委員）

＜「3　市の執行機関の情報の整理･保存と市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備」の意見＞
○「まちづくり」に関する情報なのか、「市政」に関する情報なのかについては、整理すべき。（林委員）
○市の執行機関等がもっている情報が、市民のみならず市議会にも情報提供が行われていないのが現状（鈴木委員）
○市の執行機関等の効率性、能率性、行革などの観点から、文書管理を適切に行うべき。（落水委員）
○「まちづくり」は「市政」に包摂される。市民参加を多様に実現していくには、広い概念「市政」にする必要がある。(西村委員)

＜「4　市議会の積極的な情報提供」の意見＞
○市議会も市民に対して積極的に情報提供を行うべきであるし、情報提供を受けた市民が議会に市民参加をしていくという展開も必要　（荒木副会長）

＜「5　情報公開条例及び個人情報保護条例への反映と新たな制度の構築」の意見＞
○執行機関と議会との関係の問題が部分的に入り込んでいるので、検討する必要がある。（荒木副会長）

＜「6　市民の情報提供」の意見＞
○市民の情報を執行機関や議会に対しても存分に提供していただくということも盛り込んでいくべき。（荒木副会長）

★個人情報の保護について
＜「2　自己情報コントロール権」の意見＞
○ＯＥＣＤの8原則があり、それらをまとめて「自己情報コントロール権」と言っていた。現在の条例にあるのであれば不要という考え方もある。（山口会長）

【林委員・西村委員提言】
★「情報共有」について
○（情報を取得する権利）
第３４条　住民は、市政の主権者として、市政に関する情報を取得する権利を有します。
２　住民は、市の公共課題に関して、市長等に対して必要な情報の作成を提案する権利を有するとともに、作成されたその情報を取得する権利を有します。

○（情報公開・共有の原則）
第３５条　市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開が、住民参画及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に正確で分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。

○（行政の意思決定過程における情報の共有）
第３６条　市長等は、この条例に基づく基本理念、自治運営の原則及び各制度に基づき、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。
２　前項における意思決定過程の情報の内容は、次の各号に掲げるものとします。
（１）　課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
（２）　検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定した政策・計画の優先順位とその理由・根拠
（３）　他の自治体の類似する政策・計画等との複数の比較検討
（４）　総合計画における根拠又は位置づけ
（５）　当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
（６）　政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の位置づけ
（７）　将来にわたる政策・計画等のコスト計算
（８）　政策・計画等にかかる行政評価による改善点及び見直しの内容
（９）　政策・計画等にかかる住民参加の状況及び計画案の提案の内容

○（情報の共有の制度）
第３７条　市の保有するすべての情報は、情報公開制度の対象になります。
２　住民は、市に対して情報の開示請求ができます。

３　市は、課題の設定、施策の立案・計画・検討・決定、施策の実施・評価及び見直しにかかる行政過程の各段階の情報を公表、公開及び提供しなければなりません。
４　次の各号に掲げる情報公開制度を総合的・体系的に整備し、各段階の情報を公表・公開及び提供しなければなりません。
（１）　計画に関する情報（総合計画、実施計画、事業計画及び分野別計画、地域計画、地区計画）
（２）　条例制定、改正及び廃止に関する情報
（３）　行政評価に関する情報
（４）　財政、予算及び決算等に関する情報
（５）　住民参画に関する情報
（６）　行政との協働に関する情報
（７）　出資団体等に関する情報

○（他の自治体の情報の調査・共有）
第３８条　市議会及び市長等は、他の自治体の施策及び具体的事例等を調査、検討し、これを本市に役立てるとともに、住民に公表しなければなりません。

○（情報の収集及び管理）
第３９条　市議会及び市長等は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、住民に速やかに提供できるように統一された基準により、整理し、保存及び管理しなければなりません。

★「個人情報保護」について
○（個人情報保護）
第４０条　市議会及び市長等は、別に条例の定めるところにより、その保有する個人情報について、適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じなければなりません。

二巡目協議用　正副会長試案

参 画

2 参 画

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

⑴ 参画の原則

①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。（義務規定）

②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。（義務規定）

⑵ 市民参画のための仕組み

①市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備（義務規定）

②市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施する。（義務規定）

③市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させる。（努力規定）

⑶ 青少年・子どもの参画

①青少年・子ども（未成年の市民をいいます。以下同じ。）は、市政運営及びまちづくりに参画する権利を有する。

②市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりを行う。（努力規定）

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

○市民参画のための仕組みの整備

○参画と協働によるまちづくり条例

【現状】

○PI（パブリック・インボルブメント）マニュアル
　熊本市の施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供したうえで、価値観を見極め、調整しながら、柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念や運用等を定めた職員用マニュアル

○熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱

○熊本市男女共同参画推進条例

○くまもと市男女共同参画プラン

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
　子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約

【1巡目の意見】

★参画及び協働の原則について

＜全体の意見＞

○「1　参画と協働によるまちづくりに取り組む」は憲政原理に基づく「参画と協働」、「2～4」は社会的実践原理に基づく「参画と協働」、どちらの原理に基づくかを区別して議論する。（荒木副会長）

○人々が様々な地域づくりのために関わる発展の度合いとして「運動から参加へ、参加から参画へ、参画から協働へ」というものがあるが、今「協働」の段階まできている。こういう行政活動は「市民活動」で補って「行政」は手を引くということを規定することも検討すべき。（荒木副会長）

○ボランティアの中の有償ボランティアの仕組みや、市の職員の仕事も予算を使わなくても出来たことを評価する制度も必要。（山形委員）

＜「1　参画と協働によるまちづくりに取り組む」の意見＞

○住民主権という観点から「まちづくり」ではなく、「自治全体の運営」における参画・協働の制度のシステム化、制度の整備が必要である。（林委員）

＜「2　情報提供と参画機会の拡充」の意見＞

○「市の執行機関等の責務」にも、同様の規定がある。調整が必要（原委員）

○「参画・協働」は重要な概念で、活動の原則であるので、この項目はここに規定すべき（西村委員）

○「市の執行機関等の責務」には、「情報提供」と「参画機会の拡充」は分離して規定してある。ここに盛り込むのであれば分離するか、一緒に書き込むのか、あるいはどちらか一方に統一することも含めて検討すべき。（鈴木委員）

＜「3　平等」の意見＞

○タイトルが「平等」だけで、一人歩きしそうな感じがする。また、「公平」「公正」の議論とも関係するので、よく考えた方がよい。（鈴木委員）

○「参画及び協働」とあるが、「参画」と「協働」については、共通認識を持った上で書き込む必要がある。（松崎委員）

○市民間の協働をお互いの立場を尊重しながら相互理解のもと進めていくということなので、言葉を生かしながらバランスを取ればいい（西村委員）

＜「4　男女共同参画」の意見＞
○男女参画の問題は非常に重要な問題なので具体的に明らかにしていく必要がある。国際的に見ても、フランスなどでは、国会議員の半分は女性という仕組みだが、日本の場合、女性議員の数や市の職員の女性幹部の数が、非常に少ない状況。（西村委員）

＜「5　市の執行機関の不関与」の意見＞
○行政との協働の作業において、市民が情報を知らされていない、又は市民の経験不足という状況の中でスタートする時に、市民が徐々に自立していくためには、市の職員の方のファシリテートの役割が必要。（山形委員）
○参画は、「市政に対する参画」、協働は、「市との協働」と「市民間の協働」の２種類ある。参画も協働も、市が絡んだものについては関与が必ず出てくる。「市民間の協働」に対しては、市の執行機関が関与するか、しないかは選択の余地がある。なお、よりファシリテート的な正当な関与は望ましいという考え方もある。（山口会長）
○市民の権利の中にもまちづくり、市政に参画する権利がある。市の執行機関の責務の中にも、参画機会の拡充、提案や施策の反映がある。他の参画や協働の項目との調整も必要。（寺本委員）
○参画と協働については、一番大切な項目だと思っている。具体的にどのような場合に市民が参画・協働をするのかを合意する必要があるので、参画・協働については、もう一度基本的なところから検討すべき。（田中委員）
○協働等の定義を協議した後、総合的に判断すべき。（山口会長）

＜「6　参加･不参加による不利益」の意見＞
○市政に関する課題の設定、施策の立案（計画）・検討、決定から実施及び評価、見直しまでの過程に、主体的に住民・市民等が参画することが、参画になると考えているので、「参画及び協働による熊本づくり」の活動とは何かも含めて検討すべき。（林委員）
○「熊本市のまちづくり」、「まちづくり」、「熊本市づくり」、「熊本づくり」など同じような内容であるのに、表現が違う言葉が出てきていますので、後ほど、統一的に検討すべき。（荒木副会長）
○市民の市政への参加、地域における地域づくりなどは、市民の自主的な、自発的な参加であって、強制されるものでない。行政や組織を握っている一部の市民の人たちが、参加・不参加による不利益を与えることは良くないので、盛り込んで、はっきりさせておくべき。（西村委員）
○不利益を受けない事は大事だが、例えばゴミの収集場所の掃除に参加しない人も利益を受けることはおかしいので、その点を規定すべき。（山形委員）
○不参加による不利益はわかるが、参加による不利益があるのかが疑問。（落水委員）
○全国各地で活動する市民オンブズマンのように、行政を監視する活動をしていることを理由に、不利益が課されてはいけない。行政が不利益を課すのか、市民の間で事実上の不利益を課すのか、誰が不利益を課すのかという複雑な問題にも関わるので、検討すべき。（山口会長）

★青少年・子どもの参画について
＜「1　青少年･子どものまちづくりへの参画」の意見＞
○次世代を担う青少年や子どもがまちづくりに関心を持ち、そして活動していくことは非常に重要なこと。（原委員）
○子どもの権利については、子どもが子どもらしい気持ちで、精神年齢に合わせた、行政

に対する提言などが出来る仕組みが必要だが、子どもが大人と同じ権利を有するという誤解を招くような表現になってしまうと、せっかく良い方向に導くつもりが、悪い方向へ導く方々が利用することにもなってしまうので、配慮が必要。（落水委員）
○子どもが参加する場合は、それぞれの年齢、判断に応じて参加していくということであるなら、子どもがどう参加すべきかを具体的にするため、個別条例を作るべき。（西村委員）

＜「2　青少年・子どもの意見表明・提案」の意見＞
○「熊本市の自治に関して」という部分は、議論すべき。（寺本委員）
○「自らの意見を表明及び提案する」は、１番目の、「まちづくりに参画する権利」に含まれているのではないか。（寺本委員）
○子どもの権利条約では、参画するという漠然とした権利とは別に、意見表明と提案ということは、謳ってあったと思うので盛り込むべき。（山形委員）
○子どもの権利条約の中の意見表明・提案は、自治についてではなく、包括的な規定だと思う。１番目の「まちづくりに参画する権利」で、包括的に子どもの権利が保障されているので、あえてここでは盛り込む必要はない。（松崎委員）

＜「2　青少年・子どもの意見表明・提案」と「3　青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくり」にかかる意見＞
○小学校の高学年から憲法の教育、小学校の１年生から人権教育もされており、一人前の人間としての自覚を子ども達は持っている。商工会議所が行ったアンケートでも非常に立派な提案がされていた。子どもたちの意見表明・提案を積極的に受けていくこと、また参加する環境づくりをしていくことは大事であるので、盛り込むべき。（西村委員）
○川崎市では、自治基本条例では原則、それを展開するのは個別の子どもの権利条例という作り方がされている。自治基本条例でどこまで書くかは課題。（山口会長）
○自治基本条例に「意見表明権」「環境づくり」という文言を盛り込まないとすれば、個別条例等での記載を検討委員会で提言すべき。（山形委員）
○他の条例を作るかどうかはわからないが、提言や解説等の形で記録として残したい。（山口会長）

＜「3　青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくり」の意見＞
○大人の責任として、子どもにそういう場を与える、環境を整備するという部分は必要。「市民として尊重し」という部分は、「１　青少年・子どものまちづくりへの参画」と重なっているので、内容を検討すべき。（松崎委員）

★　市民参画制度、施策への反映について
＜「自治基本条例の基本的な性格に係る意見＞
○自治基本条例は基本的に理念条例だといわれている。理念であるならば、具体的な規定は個別の条例で書くということを明確にすべき。考え方を決めた方が検討しやすいのではないか。そうでなければ、全て自治基本条例で網をかぶせていかないといけなくなる。（齊藤委員）
○自治基本条例では理念を謳い込み、逐条解説である程度詳しく説明をすべき。（原委員）
○個別条例を作ることを逐条解説での追記だけでは弱いと思うが、個別条例を作る時は、どのような書き方があるのか。（松崎委員）
○盛り込むべき項目については、他都市の条例も参考にして議論したらどうか。（山口会長・荒木副会長）

＜全体の意見＞
○参画･協働が一番大事だが、1から6まで個別に入れると膨大な量になるので、制度を保障する項目は残し、手法である2から6は参画条例をつくる中で、検討すべき。（松崎委員）
○項目としては盛り込むこととし、個別条例をつくるということでいい。具体的な検討をした上で、理念を１行記載することでも構わない。（田中委員）

★市民参画制度について
＜「1　市民参画制度」の意見＞
○市民参画の理念を実現し、制度や手続き等、参画の機会を保障するということから、市民参画制度を盛り込むべき。（原委員）
○基本構想や総合計画、市政運営に関する基本方針、権利を制限する条例、行政評価の実施、住民等の生活に重要な影響を及ぼす意思決定及び計画等重要事項に関する参画は、全て個別条例に委ねるというのではなく、自治基本条例に少し具体的に記載し、市民にわかりやすく示すことが必要。（林委員）
○市民参画が言葉だけではなく、しっかり骨身に染みるよう、もう少し具体的に書くべき。行政が行う市民会議等では、意見を「聞き置きした」という印象しかない。市民が行政の事業を一緒に学ぶことで、一緒にやろうという提言もできると思う。広く市民の意見をくみ上げて、おかしいところをおかしいと叩く時間も必要なので、もっと詳しく書くべき。（山形委員）
○自治基本条例で基本的なものを書いて、具体的な対処や手続き、方法等については別途条例で定めないと大変な量になり上手くいかない。別に条例で定めることを「盛り込む」という結論を出すべき。（西村委員）
○市民参画制度が上手く機能するかどうかが自治基本条例の本質。市民への啓発のためにも、熊本市においてどういう場合に参画・協働ができるのかなどについてまとめておくべき。（田中委員）
○別の事例に対応できる基本理念にするには、行政が作る委員会の委員をランダムに抽出するなどして、裏にある百なり千なりの想いを皆で共有し、検討を積み重ねるしかない。また、市民の皆がプロセスに関わることが大事。（山形委員）

＜「2　参画機会の拡充」の意見＞
○参画及び協働の原則の「情報提供と参画機会の拡充」と内容は全く同じなので整理すべき。（寺本委員）

＜「5　市民意見提出手続（パブリックコメント手続）」の意見＞
○パブリックコメントの実績を明らかにしてもらいたい。（西村委員）
○パブリックコメントをするということの理念を謳って、一般の市民の意見を反映させるための時間も確保してもらいたい。（山形委員）
○パブリックコメントの問題点は、直接対話が無いこと。文書で公表すると同時に、直接市民に説明責任を果たしていくべき。特別委員会正副委員長修正素にあった「対話の原則」をパブリックコメントの中に入れると生きてくる。（西村委員）
○「パブリックコメント」は「施策への反映」の手段のひとつではないか。（原委員）
○「パブリックコメント」は、市民の参画の重要な機会。変更までのスケジュール、意見を取り入れない場合についての理由の公表などの手続きについて自治基本条例若しくは個別条例で定める必要がある。（林委員）

＜「6　提言･意見を受ける制度と対応機関の設置」の意見＞
〇苦情ではなく、政策提言や意見ということで、市政の進行に関して色々な意見を受ける制度を確立することだと考える。意見ははずして政策提言だけでもいいので盛り込む必要がある。（西村委員）
〇オンブズマン制度、行政審問所、チャリティ委員会などのイメージだと思われるが、内容をみて判断したい。（山口会長）

【林委員・西村委員提言】
★参画及び協働の原則
〇（市政への参画権）
第４３条　主権者である住民は、市政に参画する権利を有します。
２　市議会及び市長等は、住民の市政への参画を推進しなければなりません。

〇（参画及び推進の原則）
第４４条　市は、市政の課題の設定、原案の策定、計画、決定、評価、見直しのそれぞれの過程に住民の参画を保障しなければなりません。
２　市は、住民の知識、経験を尊重し、市政への参画を推進して、住民の意見、提案を施策に十分反映できるように手だてを講じなければなりません。
３　市は、住民が市政へ参画する際には、シンポジュウム、説明会及び公聴会等の多様な参画形態を保障する手だてを講じなければなりません。

〇（参画の対象、参画の形態及び参画の手続き）
第４５条　市議会及び市長等は、住民が市政に参画する権利を保障するため、次に挙げる重要事項は、参画の対象にしなければなりません。
（１）　次に掲げる計画の策定、計画の進行管理、計画の改定及び廃止のとき。
ア　総合計画（基本構想・基本計画（１０年計画））
イ　実施計画（３年計画）、事業計画（１年計画）
ウ　分野別計画
エ　地域計画、地区計画（小学校単位）
オ　法令又は条例に規定する計画
カ　国及び他の自治体にかかわる計画
（２）　条例、規則及び要綱（政策、計画、事業の基準等を定めるもの）を制定、改定及び廃止するとき。
（３）　予算の編成及び決算のとき。
（４）　住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定・改定のとき。
（５）　行政評価の実施のとき。
２　市政への参画の形態は、次の各号に定めるものとします。
（１）　審議会
（２）　公聴会（自治法第１０９条第５項）
（３）　参考人（自治法第１０９条第６項）
（４）　パブリックコメント
（５）　説明会
（６）　意見交換会
（７）　シンポジュウム
（８）　ワークショップ

（９）　学習会
（１０）　アンケート
３　参画の形態の手続きは、次の各号に定めるものとします。
（１）　第１項第１号（ア・イ）、第２号及び第４号に規定する参画の対象については、前項の参画の形態のうち、議会の行う公聴会及び参考人を除くその余の参画の形態を採用し、広く住民の意思を取り入れなければなりません。
（２）　第１項第１号（ウ・エ）に規定する参画の対象については、前項の参画の形態のうち、（１）、（４）、（５）、（６）、（７）及び（９）の参画の形態を採用して、広く住民の意思を取り入れなければなりません。
（３）　その他の参画の対象については、、住民の意見を聴取する等して、複数の参画の形態を採用するものとします。
４　前項に規定する参画の手続きについては、参画の対象ごとに、各年度当初に「市政だより」及び市のインターネット上に年間の予定を公表し、参画の募集を行わなければなりません。
５　市は、第１項各号に定める住民の参画の記録を各年度毎に作成し、問題点及び改善点を明らかにして、これを公表するものとします。
６　市長は、参画の実施及び進捗状況等について、点検・評価を行う第三者機関として住民参画推進評価委員会を設置します。
７　住民参画推進評価委員会は、市長に対し、前項に規定する評価結果の問題点及び改善点について、勧告・提言を行うものとします。
８　市長は、住民参画推進評価委員会の勧告・提言がなされたときは、これを尊重しなければなりません。
９　本条各項に定める参画に関する手続き等に関しては、別に住民参画推進条例で定めるものとします。

○（市政への男女共同参画の推進）
第４６条　市は、男女の人権が尊重された、多様な生き方を地域において選択し、地域社会のあらゆる活動に対等に参画し、責任を分かち合える地域社会を目指さなければなりません。
２　市は、男女の役割を固定せず男女の平等を基本にして、市政に男女が多様に参画できるように手だてを講じなければなりません。
３　市は、男女共同参画の地域社会を、着実に実現させるために、男女共同参画の計画を策定しなければなりません。
４　市は、男女共同参画の推進のために、女性センターを設置し、女性のスタッフ及び専門的知識を有する者を育成し、充実した組織にしなければなりません。
５　市は、男女共同参画計画の推進のため、第三者機関として、男女共同参画推進委員会を設置しなければなりません。
６　市は、男女共同参画計画の進捗状況について、毎年度公表しなけれけばなりません。
７　市は、別に定める男女共同参画推進条例を制定しなければなりません。

★　青少年・子どもの参画について
○（青少年、子どもの市政への参画の推進）
第４７条　青少年及び子どもは、教育を受け健康に育つ権利があります。
２　青少年及び子どもは、社会の一員として、市政に参画する権利があります。
３　青少年及び子どもは、社会の一員として市政に関し、意見を述べ提案する権利があり

ます。
４　青少年及び子どもは、それぞれの年齢に相応しい形で市政に参画することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。
５　市及び住民は、青少年及び子どもが能力に応じた役割を果たすことができるように、適切な支援に務めなければなりません。
６　市は、小学校高学年、中学生及び高校生の参加する「こども議会等」の学習の機会を付与し、多様な支援をしなければなりません。

★　市民参画制度、施策への反映について
○（パブリックコメント）
第５０条　市長等は、市の基本的な計画、重要な条例案等を策定するに当たり、住民の意見を反映するために事前に案を公表し、広く住民に対して十分な説明をし、説明会場等で直接住民に説明し、その質問に誠実に応答し、対話をしなければなりません。
２　市長等は、前項の手続きにより提出された住民の意見を十分尊重してこれを取り入れるようにするとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。この公表に際しては、意見を取り入れない場合の理由も含めて公表しなければなりません。
３　市は、パブリックコメントの意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。
４　前３項の手続き及び公表については、別に条例で定めます。

★　新たな項目
○（学習する権利）
第４８条　住民は、自ら考え判断し市政に参画するため、学習する権利を有します。
２　市は、新しい課題の発生等について、学習会を積極的に開催するとともに、住民の学習する権利を保障するため、学習する機会、場所の提供及び講師の派遣等の支援をしなければなりません。
３　住民は、市に対して学習するための場所の提供、学習の目的に応じた講師の要請等の支援を求めることができます。

○（意見及び提案制度）
第４９条　住民は、市政に関して意見を表明し又は計画等の提案をする権利を有します。
２　市は、住民からの提案申請書により意見の表明又は計画等の提案がなされた場合は、積極的に取り上げ、施策等に反映させなければなりません。
３　市は、住民からの意見及び計画等の提案制度を創設しなければなりません。
４　市は、提案者からの提案に対して、提案者に公開の場において、発表する機会を設けなければなりません。
５　市は、提案がなされたものに対して、住民意見提案評価委員会において審議し、採否を決定するものとします。
６　市は、提案の採否及びその理由を提案者に通知するとともに、公表しなければなりません。
７　市は、意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。
８　住民が意見を表明し又は提案する権利の行使に係る手続き等については、別に条例で定めます。

二巡目協議用　正副会長試案

協 働

3 協働

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

⑴ 協働の原則

①市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働により市政運営及びまちづくりに取り組む。（義務規定）

⑵ 協働のための仕組み

①市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備する。（義務規定）

②市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する市民活動団体（自治会等の地域団体、ＮＰＯ法人その他の市内において活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携を図る。（義務規定）

⑶ 参画と協働によるまちづくり条例

①その他必要な事項は、別に条例で定める。

4 コミュニティ（地域のまちづくり）

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

⑴ コミュニティ（地域のまちづくり）

①市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを行う。（努力規定）

②市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進める。（義務規定）

③市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援する。（義務規定）

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

○市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みの整備

○参画と協働によるまちづくり条例

【現状】

○市民が公益活動に取り組むための指針（まちづくりの羅針盤）

○熊本市市民活動支援センター規則

○熊本市の後援等に関する要綱

○熊本市ふれあい美化ボランティア制度要綱

【1巡目の意見】

★市民活動団体との協働について

○市民活動団体とはどういうものかわかりづらい。町内会まで含めるのか、ボランティア団体、ＮＰＯだけのイメージなのか。市民活動団体だけ突出する理由がわからない。（落水委員）

○市民活動団体とは、ＮＰＯやボランティア活動団体だけではなくて、町内自治会など地域団体も含めたものと捉えている。（原委員）

○ＮＰＯとしての活動とコミュニティ活動とは、市との関係性が微妙に違うので、自治基本条例の中でも認識し、切り分けてもいいのではないか。（山形委員）

★コミュニティ（地域のまちづくり）について

＜条例全体にかかる意見＞

○4案がつくられて時間が経過しているので、その後、新しく全国で策定された条例に学びながら協議していくべき。4案に固定して考えるのでなく、新しい提案を十分議論することを確認したい。（西村委員）

＜全体の意見＞

○12番の「コミュニティ」の前段は、全部、市民という個人で書いてあり、参画は個人、協働はコミュニティとなっており、自治基本条例の中で、個人と団体を明確に分けるのかという点が分かりにくい。コミュニティについては、まず、コミュニティを定義すべき。次に、市民個人の責務ではなく、コミュニティとしてどう関わっていくか、参画･協働していくかを書くことが必要。1、2、3の項目は、市民個人の問題なので、市民の責務のところで包括するべきではないか。（松崎委員）

○まず、コミュニティを定義し、次に地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動、主体的な地域づくり、それから市議会と市長等のコミュニティとの関わり方、地域づくり等に関しては別に条例で定めることなどを記載すべき。（林委員）

○盛り込むことに異論はないが、整理する必要がある。コミュニティの項目では、「地域のまちづくりを推進するよう努めます。」と1番目に書く前に、「市民が、自ら、団体を組織し課題を掲げ活動すること」や「団体間の相互理解、尊重」や「それぞれの団体は民主的に開かれた団体であること。」などの市民活動団体のあるべき姿を、まずは、明確にしておく必要がある。（西村委員）

○コミュニティの問題は非常に大きな問題なので、3つの項目を、もう少し市民の覚悟を表現する文章に簡潔に直して盛り込むことにしたらどうか。本当にコミュニティの重要さというのを市民に認識させるような文章ができればと思う。（田中委員）

＜「4　新しい公共の仕組みづくり」の意見＞
○地域がお互いにどう助け合って支援をしていくか、コミュニティに参画･協働の視点が必要。（田中委員）
＜「5　地域のまちづくりの支援」の意見＞
○地域のまちづくりという概念の中での小さな支援に限定するのではなく、市政全体における地域活動を行う団体等に対する市の支援ということで捉えている。地域活動への市の支援はしっかりするべき。（林委員）
＜「6　コミュニティの定義」の意見＞
○コミュニティの定義は重要なので、丁寧に検討し、盛り込む場所を決める必要がある。（山形委員）

★対話の原則について
○条文全体をわかりやすくするためには、短く作らなければならない。このような当然のことについては、盛り込む必要はない。（田中委員）
○前段は、行政の活動の基本に据えなければならない。（西村委員）
○市民への説明責任、意見交換、市民参画という点から盛り込むべき。（原委員）
○条文として減らすにしても、内容は自治基本条例の根幹をなすものとして、どこかで規定すべき。（山形委員）
○責任を問われないという意味がわからない。(林委員）
○それぞれが責任を持つということで解釈していけばよいのではないか。（西村委員）
○「責任を問われない」の部分は、1 ページの市民の責務「発言と行動に責任をもつ」と異なる。（原委員）
○自分は責任ある発言をすべきだと思っているので、責任を問われないということはおかしい。（山形委員）
○個人としては自分の発言に責任を持つが、外から刑事責任を追及されることはないという意味だと思う。（山口会長）
○地方議会は、議場における討議について、民法上、刑法上の責任が問われる。民法の不法行為の類型である相手に対する名誉毀損、また、刑法における名誉毀損などが判例にあるので、盛り込むべきではない。（林委員）

★まちづくり条例の整備について
＜「1　参画と協働によるまちづくり条例等の整備」の意見＞
○市民の権利「まちづくり（市政）に参画（参加）する権利」を盛り込むとしたが、改めてここで別に参画と協働に関するまちづくり条例を定めるという意味が理解しにくい。（寺本委員）
○「新しい公共の仕組みづくり」に含めて考えてはどうか。（田中委員）
○簡素な条例であれば、個別のまちづくり条例が必要だという視点に立ってのものだと思う。条例全体の構成が決まっていないため、検討課題。（鈴木委員）
○個別条例を制定するということであれば、明確にすべき。(西村委員）
○イギリスのソーシャルキャピタルは、官がやるほどではないが民間はやらないような内容の仕事を地域で行っている。そういう仕組みづくりについて条例で謳い、個別条例で仕組みを規定していくべきだ。（山形委員）

＜「2　条例の制定にあたっての3者の協議」の意見＞
○参画･協働が出来るのか出来ないのかは大事なことであり、早くこの検討委員会で討議したい。

（田中委員）
○参画と協働について3者でしっかり協議するテーブルが必要だとしていたが、今、この検討委員会において3者で協議しており、この先のステップで参画と協働が明確になれば、この項目は外してよい。（鈴木委員）

【林委員・西村委員提言】
○（協働請求権及び協働諾否権）
第５４条　住民は、市政に対して協働請求権及び協働諾否権を有します。
２　市長等は、前項の協働請求権及び協働諾否権に対して誠実に対応しなければなりません。

○（協働の形態）
第５５条　協働の形態は、協働を進める市民間の協働、住民と市長等との協働及び市と他の国、県、その他の自治体間の協働をいいます。

○（協働の基本原則）
第５６条　市民間の協働は、それぞれが対等な立場で目的を共有し、特性等相互の立場を尊重し、他を排除することなく、協力して目的を達成するものとします。
２　住民と市長等間の協働は、それぞれが対等な立場で協定を締結し、相互に協力して、公共的目的を達成するものとします。
３　住民は、市長等に対して、本条例第５４条第１項の規定による協働請求権に基づき、協働の請求・計画案等の提案をすることができます。
４　市長等は、前項の住民からの協働の請求・計画案等の提案を受けた場合は、それに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けなければなりません。
５　協働にかかる手続き等については、別に条例で定めます。

○（協働推進評価委員会の設置）
第５７条　住民と市長等間の協働について、その採否を審議するため、第三者機関として協働推進評価委員会を設置します。
２　市は、協働の採否の審議内容等について、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。

○（地域における住民と諸団体との活動原則）
第５８条　住民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会的貢献活動、その他の自主的な活動を推進するために、主体的に組織等を作り、何人からも干渉されずに自由に自立した活動を営むことができます。
２　住民は、地域の諸課題の解決に向けて、自ら行動し、地域づくりを主体的に行うことができます。
３　住民は、前２項の活動を行うに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、住民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければなりません。
４　市長等は、本条第１項に規定する住民の多様で豊かな地域づくり活動を尊重し、コミュニティセンター及び公民館等を中心にして、その活動が推進されるよう支援するものとします。
５　地域づくりに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

○（新設条文）
　地域のまちづくり条例の制定の条文

○（学校と地域との連携）
第５９条　教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域づくりの核として、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとします

○（新設条文）
　校区における自治活動
・住民自治による校区自治協議会の運営の規定の設置
・地域の代表者等は、団体を除く、その地域に住所を有する２０年以上の住民による公正な選挙によって決定する旨の規定の設置

○（新設条文）
　合併自治区（旧　富合町）
・住民自治による合併自治区の運営の規定の設置
・区長等の選挙規定の設置
・区長等の選任は、住民による選挙の結果を尊重するものとする旨の規定の設置

（東京都特別区長準公選条例が参考になる。林　委員は、東京都千代田区総務部総務課文書係（法規・争訟担当）に在職中、「東京都千代田区長準公選条例」の制定立案の起案をして、議案を東京都千代田区議会議長宛に区長名で提案した。永久保存文書として千代田区に保管されている。）

○（地域の住民自治の推進）
第６０条　市長は、地域住民の身近な課題について、地域の意見を行政運営に反映させるとともに、地域の住民自治を推進します。

○（地域自治機関及び地域代議員の設置）
第６１条　市に、地域自治機関及び地域代議員を設置します。
２　地域自治機関は、地域代議員により構成する合議制とします。
３　地域代議員は、団体を除く、その地域に住所を有する２０年以上の住民による直接、秘密、平等による公正な選挙によって決定します。
４　地域自治機関の運営及び地域代議員の選挙手続き等に関しては、別に条例で定めるものとします。